

## 那須塩原市開発許可等審査基準の見直しについて

令和7年2月 都市計画課開発指導係

(令和7年3月補訂)

### ○施行期日

令和7年4月1日

### ○主な見直し内容

- ・ 開発行為の一体性について、いわゆる「ミニ分譲」を繰り返している場合の許可の可否を追記（第3-3-(5)）
- ・ 第二種特定工作物について、運動・レジャー施設のクラブハウス等の取扱いを追記し、併せてキャンプ場に関し記載（附属施設として許可が不要なものを明記）を詳細化（第3-4）
- ・ 連名での開発許可申請について、目的が複数ある場合の取扱いについて追記（第3-8）
- ・ 開発済地については、浸透施設等が残置されている場合に限り、既存宅地として取り扱うことを明確化（第4-(1)）
- ・ グレーチングについては、原則として普通目とすることを追記（第7-6-(6)）
- ・ 道路の延長が35m以下の場合は、終端の転回広場が不要であることを明確化（第7-8-(3)）
- ・ **開発区域の規模が1ha以上の場合でも、特にやむを得ないときは、雨水の区域内処理を認める。ただし、二次製品を使用し、かつ、規模に応じた降雨強度式を用いることが条件（第10）**
- ・ **道路内に地下式の浸透施設等を設置する場合の上下水道管の配置について、大幅な見直し（第10-3-(1)）**
- ・ 開発事業者が管理する地下式浸透施設等について、管理人孔を設置しない場合は、点検口を設けることを追記（第10-3-(2)）
- ・ 変更許可、変更届の取扱いについて、表形式に変更（第19）